

## 静岡県立農林環境専門職大学等証明書規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が交付する証明書（以下「証明書」という）に関して、必要な事項を定める。

### (証明書の種類)

第2条 証明書の種類は別表1に定める。

### (学生証の交付)

第3条 学生は入学の際、学生証の交付を受けるものとする。

- 2 学生は学内に入るときは、学生証を携帯しなければならない。
- 3 学生は本学の教職員から学生証の掲示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。
- 4 学生は学生証を紛失若しくは汚損したとき、又は学生証の有効期限を延長する必要があるときは、学生証再交付願（様式1）を学生課に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 学生は学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 6 学生は卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

### (通学証明書の交付)

第4条 公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書の交付を希望する学生は、通学証明書交付願（様式2）を学生課に提出し、その交付を受けることができる。

### (学校学生生徒旅客運賃割引証の交付)

第5条 以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合で、学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、学割証交付願（様式3）を学生課に提出し、その交付を受けることができる。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

(その他の証明等の交付)

第6条 学生が、在学証明書、成績証明書、卒業(見込)証明書、在寮証明書、その他本学が認めたい証明書の交付を希望するときは、証明書交付願(様式4)を学生課に提出し、それらの交付を受けることができる。

(証明書交付手数料)

第7条 本学における在学、身分、成績、人物、卒業又は修学に関する証明書の交付を受けるものは、証明書交付手数料を納付しなければならない。

- 2 証明書交付にかかる手数料は別表2の通りとする。
- 3 手数料は、当該手数料に係る事務の申請等を行う際に、静岡県収入証紙により納付するものとする。但し、諸般の事情により静岡県収入証紙の取得が困難な場合は、現金書留もしくは定額・普通小為替での納付を可能とする。
- 4 国、地方公共団体及び学校並びに在学生の請求により証明書を交付するときは、証明書交付手数料を免除するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 証明書の種類

証明書	交付する対象			備考
	在学生	卒業生	退学生・ 除籍生	
学生証				
通学証明書				
学割証 [ 学校学生生徒 旅客運賃割引証 ]				
在学証明書				
成績証明書				
卒業見込み証明書				
卒業証明書				
在寮証明書				入寮生に限る

別表2 証明書交付手数料

種類	金額
成績証明書、卒業証明書、その他本学が手数料を必要と認める証明書	1件につき300円

静岡県手数料徴収条例の定めによる

(様式1)

## 学 生 証 再 交 付 願

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学(短期大学部)学長 様

学 部

学 年 第 学年

学籍番号

氏 名

生年月日 年 月 日

下記の事由により、学生証を再交付くださるようお願いいたします。  
なお、再交付後、紛失した学生証が発見されたときは、直ちに返還いたします。

再交付事由	紛失(発生年月日、場所、状況等を下記に記載) 汚損(汚損の状況を下記に記載) 有効期限の延長(延長理由、延長期間を下記に記載) その他(改姓等その他の状況を下記に記載)
	状況等記載欄

紛失の場合は、後日発見される場合を考慮し、紛失の申し出から一定の期間(土日祝及び年末年始を除く3日間)を置くこととし、即日再交付はしません。

申請に必要なもの

- ・学生証(紛失以外の場合)

(様式2)

(農林環境専門職大学・短期大学部 用)

## 通学証明書交付願 (通学定期申請用)

申請日 年 月 日

4年制大学 ・ 短期大学部		学 年		学籍番号	
学 部				学 科	
住 所					
氏 名				年 齡	( 歳)
(実習用 の場合)	実習先 住所				
	実習先 名称				
通学区間		駅・バス停 から 駅・バス停 まで		通常使用 ・ 実習使用	
		使用路線 会社		使用期間	1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月
通学区間		駅・バス停 から 駅・バス停 まで		通常使用 ・ 実習使用	
		使用路線 会社		使用期間	1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月

(様式3)

(農林環境専門職大学・短期大学部 用)

<b>学割証交付願</b>		申請日	年	月	日
4年制大学 ・ 短期大学部		学部・学科			
学籍番号	第 _____ 号				
氏名・年齢	( _____ 歳)				
乗車駅区間	駅 から _____ 駅 まで				
使用予定期間	_____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日				
申請枚数	_____ 枚				
(理由)	(いずれかに )				
	1 休暇または所用による帰省				
	2 授業及び試験などの正課の教育活動				
	3 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動				
	4 就職又は進学のための受験等				
	5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加				
	6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理				
	7 保護者の旅行への随行( 学生のみでの旅行は発行不可)				

往復で購入できる場合は、申請枚数は1枚とすること。

申請から発行まで3日間程度見込むこと。いい加減な記入の場合、発行しない。

(様式3)

(農林環境専門職大学・短期大学部 用)

<b>学割証交付願</b>		申請日	年	月	日
4年制大学 ・ 短期大学部		学部・学科			
学籍番号	第 _____ 号				
氏名・年齢	( _____ 歳)				
乗車駅区間	駅 から _____ 駅 まで				
使用予定期間	_____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日				
申請枚数	_____ 枚				
(理由)	(いずれかに )				
	1 休暇または所用による帰省				
	2 授業及び試験などの正課の教育活動				
	3 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動				
	4 就職又は進学のための受験等				
	5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加				
	6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理				
	7 保護者の旅行への随行( 学生のみでの旅行は発行不可)				

往復で購入できる場合は、申請枚数は1枚とすること。

申請から発行まで3日間程度見込むこと。いい加減な記入の場合、発行しない。

